

学識者からの意見聴取を実施

議会基本条例の制定について検討を行うに当たり、平成24年9月13日の市会改革推進委員会において、法政大学の廣瀬克哉教授から「京都市議会基本条例に求められるもの」と題して、お話を伺うとともに、質疑を行いました。

講演では、議会に対する住民の評価、議会の使命、議会基本条例の意義、政令市議会ならではの議会改革の在り方、議会改革の具体策の展開などについてお話しいただきました。

講演終了後、委員からは、今後の議会事務局の方向性、1年を会期とする通年議会に対する認識、議会による各種市民意見募集の取組、市民への議会報告会において議会の少数意見を伝える方法、議会基本条例の制定に向けた市民の関わり、議会改革の成果を評価する基準などについて質疑がなされました。



廣瀬克哉法政大学教授による講演の様子



委員による質疑の様子

議会基本条例検討部会を設置

平成24年10月16日、議会基本条例の具体的な検討を行っていくため、市会改革推進委員会のもとに議会基本条例検討部会を設置しました。検討部会は、各会派の委員の代表8名により構成されています。

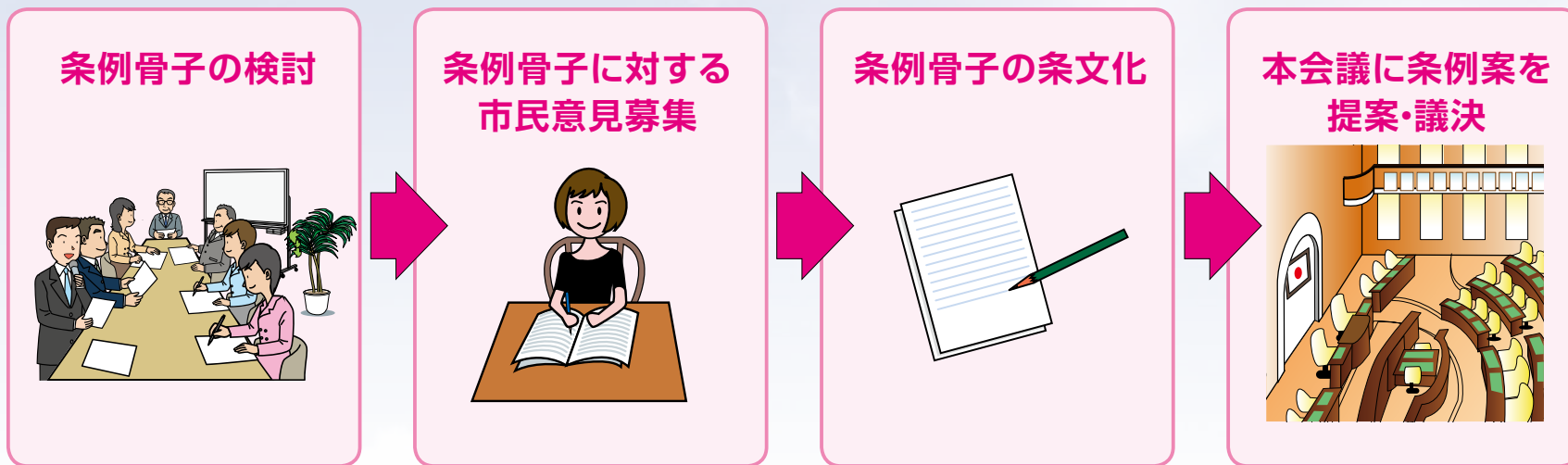
検討部会では、議会基本条例の骨子(委員長案)をもとに議論を行い、その検討結果を委員会に報告し、委員会で議論を深めています。

年度内に条例の骨子を取りまとめることを目指して、引き続き検討を進めてまいります。

今後、市民の皆様からの御意見を募集する予定にしています。どしどし御応募ください!



議会基本条例の提案に向けた今後の流れ



市会改革推進委員会で直接傍聴を試行実施!

平成25年1月18日の市会改革推進委員会において、市民による直接傍聴を試行実施しました。

委員会での直接傍聴の実施は、市会改革の取組の中で検討事項の一つとなっており、今回、試行実施することで、その効果や課題を検証することとしたものです。

※現在、本会議及び予算・決算特別委員会の市長総括質疑については直接傍聴を実施しており、委員会についてはモニターで御覧いただくことができます。

2月定例会の会議日程について

2月定例会は2月20日(水)から3月22日(金)までの予定です。

また、各会派の代表質疑は2月26日(火)と27日(水)の両日、本会議場で行われる予定です。

2月 20日	10:00	本会議	議案の提案説明
2月 26日	10:00	本会議	代表質疑
2月 27日	10:00	本会議	代表質疑
3月 22日	10:00	本会議	議案の議決

○市会ホームページでも、会議日程を確認できます。

(平成24年12月26日現在)

会派名	議員数	電話番号
自由民主党 京都市議員団	22人	222-3718
日本共産党 京都市議員団	15人	222-3728
民主・都みらい 京都市議員団	13人	222-3724
公明党 京都市議員団	12人	222-3732
地域政党京都党 京都市議員団	4人	222-4035
みんなの党・ 無所属の会	2人	222-3739

紙面に関する御連絡・お問い合わせは
市会事務局調査課
☎222-3697



伏見の酒蔵

全国初 議員提案による「清酒の普及の促進に関する条例」を全会一致で可決

11月定例会において、議員により提案された「清酒の普及の促進に関する条例」の制定に係る議案を、全会一致で修正可決しました。

同議案は、経済総務委員会に付託され、提出会派である自民党市議団の議員から、日本文化の継承、和のライフスタイルの提案、さらには、本市の伝統産業の活性化という観点から、身近な習慣である乾杯を本市の伝統産業である清酒を用いて行い、本市と酒造組合とが積極的・断続的に働き掛けを行うことにより、市民に、清酒の普及を通じた日本文化に対する理解の広がりができることを目的として条例を制定しようとするものであるとの説明がありました。これに対し、以下のような質疑・答弁が行われました。(抜粋)

Q 宣言などの手法がある中、条例を制定しようとする理由は何か。

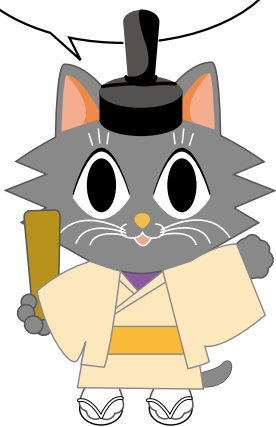
A 市民等に伝わるインパクトを考慮し、より効果的な手法という観点から、条例の制定が望ましい。

Q 多くの伝統産業品目がある中で、清酒を取り上げた意義は何か。

A 市民に特別の経済的負担を掛けず、かつ、身近な習慣である乾杯をきっかけとして、伝統産業に触れ、他の品目の利用につながる期待もあることから、清酒を取り上げたものである。

その後、各会派において検討する中で、自民党市議団から修正案が提出され、同委員会における審査及び本会議における審議を経て、全会一致をもって、修正案のとおり修正可決するとともに、1個の付帯決議を付すことに決定しました。(修正内容及び付帯決議の内容については、左の各欄参照)

この条例は、平成25年1月1日に公布され、1月15日から施行されました!



《修正の内容》

この条例案は、清酒の普及による乾杯の強制はもろろんのこと、清酒による乾杯そのものの普及の促進を図ることが目的ではなく、あくまでも身近な習慣である乾杯を清酒で行うことをきっかけとして、清酒の普及、そして清酒の普及を通じた日本文化への理解の促進を図るというのが目的であることから、第2条以降の本市の役割、事業者の役割、市民の協力について、誤解されることなく、よりその目的が明確となるよう、乾杯等の表現の繰り返しを削除しました。

付帯決議

【京都市清酒の普及の促進に関する条例の制定】

日本の伝統文化が織りなす和文化を京都から内外に発信する意味からも、市長並びに議会は、関係団体と連携を図りながら自ら率先行動する中で、条例の主旨を市民に広く知らしめるとともに、清酒をはじめとする京都の伝統産業の振興に一層努めるものとする。(全会一致)

11月市会定例会

11月定例会は、11月26日から12月26日までの31日間開かれ、市長提出議案37件、議員提出議案3件を審議しました。

市長提出議案のうち、平成24年度一般会計補正予算2件については、予算特別委員会を設置して付託・審査のうえ、原案のとおり可決しました。

また、環境影響評価等に関する条例の一部改正など議案33件については、それぞれ担当の常任委員会で審査のうえ、全て原案のとおり可決しました。

さらに、教育委員会委員の任命など議案2件についても、原案のとおり可決しました。

議員提出議案の清酒の普及の促進に関する条例の制定については、経済総務委員会で審査のうえ、修正可決しました。(詳細は上欄参照)

その他、妊婦健診及びヒブワクチン等への公費助成継続を求める意見書や北朝鮮の弾道ミサイル発射に抗議し、拉致問題の一刻も早い解決を求める意見書を原案のとおり可決しました。(全文は4・5面参照)

11月定例会で審議した主な議案の概要

◆平成24年度一般会計補正予算

一般会計において、河川の浸水対策など災害から市民を守る施策のほか、子育て支援・高齢者福祉施策の充実に要する経費等を補正するとともに、衆議院議員選挙等の実施に伴い、選挙等の実施に要する経費の補正を行うものです。補正額は、総額で5億7千万円です。

その他、環境影響評価等に関する条例の一部改正、実費弁償条例の一部改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の制定などの議案を審議しました。

(審議結果は、3面参照)

閉会中も、常任委員会の活動をはじめ、様々な取組を進めています!!



またきち

(市会マスコットキャラクター)

定例会の経過

11月26日	本会議	会期の決定、議案の提案説明、予算特別委員会の設置など
11月29日	本会議	議案の処理など
11月30日	本会議	代表質問など
11月26日 28日 29日 12月17日 25日	予算特別委員会	正副委員長互選、24年度補正予算の審査など
11月26日 28日 12月18日 19日 25日	常任委員会	付託された議案や請願の審査など
12月26日	本会議	議案や意見書の議決など

教えて!
またきち

議会基本条例

議会基本条例の規定内容

- ・ 議会・議員の活動原則
- ・ 住民と議会の関係
- ・ 市長等の執行機関と議会の関係
- ・ 議会の運営
- ・ 議会の体制整備 など

Q1 そもそも議会基本条例って何?

議会基本条例は、議会活動の理念、原則、制度などの基本的な事項を定めている条例です。



Q2 議会基本条例は、なぜ制定されるようになったの?

国への権限の集中から、地方公共団体に権限が大きく移されようとする中、地方議会が担う役割も大きくなってきています。これに対応して、議会改革を積極的に進める議会が現れ、議会からの積極的な情報発信などの取組が全国的に広まっています。

そして、その議会改革の取組を継続・発展させることを目指して、議会基本条例を制定しようという動きが大きな広がりを見せているのです。



Q3 なぜ京都市会に議会基本条例が必要なの?

京都市会のこれまでの改革の取組は、市会の活性化に大きな役割を果たしてきました。議会改革の理念やこれらの取組を議会基本条例として定めることにより、不変のルールとして、議会改革の動きを後退させることなく、継続させることができます。また、条例にすることにより、議会だけにとどまらず、市民の皆様や執行機関（市長など）を含めた京都市全体のルールとすることができるのです。



Q4 京都市会の議会基本条例は、現在どのように検討されているの?

京都市会では、現在、市会改革推進委員会において、委員長から提出された議会基本条例の骨子（骨組みとなる主要な事柄）（委員長案）をもとに議論を進めています。その中で、委員会に学識者を招いて意見を伺うとともに、検討部会を設置してより具体的な検討を進めています。詳細については、8面を御覧ください。



ところで...

京都市会では、議会基本条例を検討するうえで、以下のような内容について盛り込むことを検討しています。議会基本条例骨子（委員長案）については、市会のホームページ（1面にアドレス記載）から御覧いただけます。今後、議論を重ねる中で内容を更新していきます。

- **前文**
京都市及び京都市会の歴史、条例の制定に当たっての決意等について
- **総則**
条例の目的、理念について
- **議会の活動原則**
議会の位置付け、議会の役割等について
- **議員の活動原則**
議員の使命、政治倫理、会派について
- **市民と議会との関係**
市民との関係、市民との情報共有、市民の参画の機会の充実、請願・陳情の取扱い、公聴会・参考人制度の活用、情報の公開、傍聴、広報・広聴の充実等について
- **市長等の執行機関と議会との関係**
市長との関係、議会の監視機能、議会の政策立案・政策提案等について
- **議会運営の原則等**
会期、委員会の活動、会議等における質疑応答の方法について
- **議会の権能強化**
専門的知見の活用、調査機関・附属機関の設置、政策研究会等の設置、他都市議会との連携等について



市の基本方針

本市におけるエネルギーの 地産地消

寺田 一博議員(上京区) 自民党

Q エネルギーに関する将来構
想を構築し、その実現に向
け、バイオマス発電、小水力や太
陽光の小規模発電、ソーシエネ
ーションシステムの普及推進など
を検討し、エネルギーの地産地消
を本格的にスタートさせるべき。
今後のエネルギー施策を聞きたい。

A エネルギーの地産地消の取
組を加速させるには、地域
のエネルギー資源を活用するた
めの戦略構築が不可欠である。府や
経済界と目標等を共有し、産学公
連携など京都の強みをいかして、
中長期的な戦略を策定する。具
体的には、自然を活用した再生可能
エネルギーの拡大、省エネの追求、
グリーンイノベーションの推進等
により、地域でエネルギーを生み

出し、地域でかしく使う「スマ
ートコミュニティ」構築を目指す。
※1 コーシエネレーションシステム
ガスタービンやカスタービン、燃料電
池などの発電設備から出る排熱を回
取して、冷暖房や給湯などのエネル
ギーに使うシステム。
※2 グリーンイノベーション
環境・資源・エネルギーに関する
科学的発見や技術的発明に基づいて
低炭素社会、循環型社会、自然共生
社会を構築しようとするもの。

TPP参加の中止

共産党

Q TPPへの参加により関税
のみならず国内制度が「非
関税障壁」として撤廃を求められ
るおそれがあり、本市の中小企業
を優先し育成する仕組みなどもそ
の対象になり得る。食の安全や農
業、医療、薬業、金融、保険、雇
用等あらゆる分野での打撃は避け
られず、特に国民皆保険制度の崩
壊は看過できない。住民の命と暮
らしを守るために国に対してTP
P参加の中止を強く求めるべき。

A TPP参加により輸出産業
がある一方、農林業や医療分野等
の国際競争力向上の可能性
がある。農林業や医療分野等
への影響が危惧される。食の安
全・安心の確保や国民皆保険制度
の堅持という視点は重要であるが、
交渉への参加は、十分な国民的議
論を踏まえ国策として判断される
ものと考え、動向を注視していく。

国際都市京都に求められ る「市民外交」の役割

自民党

Q 本市では、行政と市民が一
体となって海外の都市と交
流し、国際理解や友好親善に大き
な成果を挙げた。現在、我が
国の外交は厳しい状況にあるが、
このような時こそ市民レベルでの
交流がますます重要となる。こう
した「市民外交」を力強く支援し、
都市間交流を推進することが国際
都市である本市の役割ではないか。

A 国家の関係が良好とは言え
ない時こそ、市民交流によ
る信頼関係が力を持つ。行政間の
交流と市民レベルの交流を共に推
進することが、本市の発展や世界
平和に寄与すると考え、従前から
パートナーシティ提携や市民交流
の支援に取り組んでいる。今後も
都市間交流での「市民外交」を支
援し、「日本の心が感じられる国
際都市・京都」の実現を目指す。

地域コミュニティの 活性化策

民主・都

Q 地域コミュニティの活性化
のため、区役所が町内レベ
ルまで踏み込み、幅広い層の考え
を拾う機会を継続的に設けるべき。
また、部局別で住民協力組織を作
り地域に予算を流す仕組みを変え、
小学校区単位での地域交付金のよ
うな形で財政権限を渡し、住民
が考え、実行できる形にすべき。

A 市民主体の取組への新たな
支援と共に、コミュニティ
活性化は区役所が中心となり進め
るべきと考え、地域力推進室の設
置、予算制度の創設等を行った。

災害用備蓄及び 避難所の確保

自民党

Q 備蓄食料が区役所等の倉庫
で管理されているが、災害
時の道路閉鎖等で運搬できない場
合を考慮し、避難所である小中
学等に分散備蓄する必要がある。
また、プライバシー確保の問
切、非常用発電機等の配備や飲
料水・毛布の確保も早急にすべき。
併せて、避難所の拡大も求める。

A 全行政区に備蓄場所を確保
したが、できるだけ避難所
に近い場所が望ましいため、市立
小中学校内を中心に備蓄場所を拡
大していく。また、問仕切り等の
資器材を全避難所に備蓄できるよ
う取り組むほか、遅れている飲料
水・毛布の目標数の早期確保に努
める。さらに、避難所拡大に向け、
市立小中学校の空き教室等を活用
するとともに、私立学校等の民間施
設を避難所として追加指定する。

市民の命を守る 防災対策

自民党

Q 耐震改修や細街路対策など、
以前に提言した政策が実現
されているが、屋間の避難所とも
言える保育園等、特に民間保育園
の耐震改修が遅れており、早期に
支援すべきである。また、市民の
命を守るという強いメッセージを
発信するためにも、常設の危機管
理センターの整備が不可欠である。

A 市民の命を守ることが行政
の最優先課題と認識してお
り、総点検委員会の提言を具体化
を進めてきた。民間保育園の耐震化
促進のため、耐震アドバイザー派
遣事業を拡大する補正予算を提案
しており、25年度には耐震化計
画を策定する。危機管理センター
については、消防庁舎を活用して
早期に整備し、将来的には十分な
機能を備えたセンターを整備する。

東日本大震災の 被災者支援

共産党

Q 被災者の市営住宅への入居
可能期間は1年から3年と
なったが、不安の声もある。政府
に対し被災市街地復興特別措置法
の改善を要求し、本市としても長
期入居が可能となるようにすべき。

A 震災直後には17世帯49名、
現在81世帯219名の方に市
営住宅を無償提供している。無償
入居期間後については、9月市会
において全会一致で可決された市
営住宅条例の改正により、大震災
の被災者に加え、福島原子力発電
所事故に伴う避難指示区域居住者
にも引き続き市営住宅への正式入
居を可能とする措置を講じた。今
後、入居中の全世帯を戸別に訪問
し、生活状況を把握したうえで、
市営住宅の入居手続や民間住宅の
紹介を行う等、個々の状況に応じ
たきめ細かな居住支援策を講じる。

防災対策と被災者支援



防災対策総点検
最終報告書のあらまし

都市の基盤整備と活性化

地下鉄事業に対する 国の補助制度の改善

共産党

Q 国補助制度の改善なしに地
下鉄会計の改善はなく、他
都市と連携した要望活動をすべき。
乗客が減る運賃の値上げではなく、
補助制度を改善し、利便性の向上、
駅トイレの改善等で乗客を増加さ
せ、大量輸送機関としての役割を
果たすべき。増税の中止と公営企業
適用除外の姿勢の表明も求める。

A 国補助制度の改善なしに地
下鉄会計の改善はなく、他
都市と連携した要望活動をすべき。
乗客が減る運賃の値上げではなく、
補助制度を改善し、利便性の向上、
駅トイレの改善等で乗客を増加さ
せ、大量輸送機関としての役割を
果たすべき。増税の中止と公営企業
適用除外の姿勢の表明も求める。

老朽化した水道管の 布設替えとその財源

自民党

Q 上下水道を将来にわたり安
全・安心・安定的に利用で
きるよう、財源を確保し、水道管
の更新率の引上げや耐震化を促す

A 上下水道を将来にわたり安
全・安心・安定的に利用で
きるよう、財源を確保し、水道管
の更新率の引上げや耐震化を促す

景観政策と都市の 活性化

自民党

Q 新景観政策は京都の魅力向
上、都市の活性化につなが
るとい趣旨に賛同し、全会一致
で承認したが、5年が経過し、そ
れが実感できない。都市の活性化
につながるには、産業等様々な関
連行政との連携が必要であるが、
工場跡地が有効活用されなかつた
例もある。今後、新景観政策や都
市計画をどのように進めるのか。

A 再整備計画に商店街や入居
者の意見をよく聞いたうえで、商
店街の活性化を図れるよう、本市
が役割を果たすことを求める。
者、地域住民等の意見を反
映するための「堀川団地まちづく
り協議会」や、団地再生方針等を
検討する「堀川団地再生・事業推
進委員会」における検討に本市も
積極的に参加し、まちづくりの果
実を住民に還元する。

意見書(全文)

11月定例会では、意見書2件
(いずれも国への要望)を可
決し、国に提出した。そのうち、
「ミサイル発射やその技術の使
用を禁止した一連の国連安保
理決議及び議長声明に明確に

会議では以下の9人の議員が各会派を代表して、市政の各般にわたって
に質問を行いました。本号では、その主なものをお伝えします。

議員団、共産党=日本共産党京都市議員団、民主・都=民主・都みらい京都市議員団、公明党=公明党

